平成29年度 古河市社会福祉協議会事業計画

₩ 社会福祉法人 古河市社会福祉協議会

平成29年度基本方針

古河市社会福祉協議会の進むべき指針となる「古河市地域福祉活動計画」が 実施から3年目を迎え、また、「古河市社会福祉協議会経営改善計画」が2年 目を迎えます。中間期年度として事業の評価を行うとともに、「基本目標」に 基づき各種事業に取り組んで参ります。

近年、少子化、高齢化、核家族化の進行や個人のライフスタイルの多様化等により、家族や地域でお互いに支え合う機能が弱まり、地域住民相互の社会的つながりが希薄になっている反面、各地での災害発生以降、「助け合い・支え合い」が改めて必要だと市民の認識が高まりつつあります。本会では、その「助け合い・支え合い」の核となる、「地域福祉」を推進する団体として、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」という目標に向かって、役職員が一丸となり「市民から必要とされる古河市社会福祉協議会」を目指します。

基本目標

- 1. 助け合い・支え合いの仕組みづくり
- 2. みんなで支え合う人づくり
- 3. 多様な主体による地域福祉活動の活性化
- 4. 必要とされる社会福祉協議会づくり

平成29年実施事業

1. 法人運営

(1) 会務運営

- ・社会福祉法人としての健全運営や、地域福祉の担い手としての事業を確実、効率的に行うよう、下記の委員会等を開催いたします。
- ①理事会・評議員会の開催
- ②監事会の開催
- ③評議員選任・解任委員会の開催
- ④苦情解決第三者委員の開催
- ⑤福祉事業推進委員会の開催
- ⑥共同募金配分委員会の開催
- ⑦法人後見運営委員会の開催
- ・地域福祉への協力と理解を深めるとともに、多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々を顕彰します。
- ①第4回古河市社会福祉大会

(2) 財源確保

- ①社会福祉協議会会費
- ・社会福祉協議会活動を支える自主財源の一つである社会福祉協議会会費(一般会費・特別会費・特別大口会費)について、会員に活動報告し新規会員の拡大に努めます。
- ・自治会・行政区への働きかけや住民相互の助け合い・支え合い活動、見守り活動等を通じて社会福祉協議会のPRを積極的に行い、会員の拡大に取り組みます。
- ・企業や商店・団体などへのダイレクトメール等、直接的な社会福祉協議会情報の提供を充実させ、加入の促進に努めます。

②共同募金配分金

・地域の課題を解決するための活動を支援するため、共同募金会からの配分金の使い道を明確にすることで市民の理解と参加を積極的に促し、共同募金活動への協力と配分金の増加に努めます。

③寄付の受入

・善意による浄財やチャリティーイベントの開催に伴う寄付金をはじめ、使用 済み切手、使用済みプリペイドカード、書き損じはがき等の寄付受け入れを充 実し、地域福祉向上のため効果的に活用します。

(3)研修・育成

- ①役員研修
- ・社会福祉法人制度改革に伴い、社会福祉協議会としての責務、事業運営の透明

性を重視しながら、市民のさまざまなニーズに応え、地域に根ざした運営を今後より一層進めていくため研修会を実施します。

②職員研修

・研修を強化し、全職員のスキルアップ、資質向上を図ります。

(4) 広報・啓発活動の充実

- ①「社協だより」の発行
- ・社会福祉協議会の事業をわかりやすく伝え、また、福祉事業に興味、関心をもってもらえるような紙面づくりをしていきます。

②ホームページの公開

・最新情報を迅速に、かつ多様な市民に情報提供を行います。

③イベント等を通しての広報活動

・地域の皆さんに社会福祉協議会を身近に感じ、知ってほしいため交流の場となる地域イベントや新聞・雑誌への掲載などにマスコットキャラクター「ももちゃん」と共に広報活動に努めます。

④キャラクターグッズ製作、販売

・社協PR活動のため「ももちゃん」グッズを製作し、配布販売を行います。

2. 受託事業

(1) 日常生活自立支援事業

・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分で、かつ親族等の援助が得られない方に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理援助及び書類等の預かりサービスなどを行い、自立した地域生活が送れるよう支援いたします。

(2) 成年後見制度推進事業(相談事業・市民後見人育成事業)

・認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方が住み慣れた地域で安心して 暮らせるよう支援を行い、権利を尊重し、擁護するとともに、成年後見制度の利 用促進を図ります。

(3) 一般高齢者介護予防通所事業

- ・家に閉じこもりがちな高齢者や要支援及び要介護の状態になるおそれのある高齢者に対し、日中活動の場を提供します。
- ・健康状態を把握し、レクリエーションや創作活動を通して、身体的・精神的負担の軽減を図り、日常生活の向上に努めます。

(4) デイステイ事業(のぞみ、さんわ)

・障がい(児)・者を介護されている家族の緊急的な出来事や介護負担の軽減

に対応するため、日中の一時的な支援を行います。

(5) 地域包括支援センター(古河、三和)

- ・地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように下記の支援を行います。
- ①介護予防ケアマネジメント業務
- ②指定介護予防支援業務
- ③総合相談支援業務
- 4 権利擁護業務
- ⑤包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ⑥認知症施策総合推進に関する業務

(6) 生活困窮者自立支援事業

・生活困窮者の相談に広く対応し、生活困窮者が抱える複合的な課題を把握するとともに、本人の同意のもと個々の状況に応じた支援計画(プラン)を作成し、関係機関と連携しながら、自立に向けた支援を包括的に行います。

また、就労能力及び就労意欲はあるが離職により住居を失った方や、失う恐れのある方に対し、住居の確保と再就職に向けた支援を行います。

- ①自立相談支援事業
- ②住宅確保給付金支給事業

(7) 生活支援体制整備事業

・高齢者の自立した日常生活の支援及び要介護状態になることの予防、また 軽減、悪化を防止するため、生活支援コーディネーターを中心とした多様な主 体からなる「地域生活支えあい会議」を開催し、高齢者の生活支援体制の整備 を行います。

3. 指定管理事業

(1)総和老人福祉センター「せせらぎの里」管理運営事業

・総和老人福祉センターは、高齢者の憩いの場、交流の場を提供し高齢者の健康を維持するため、利用者の安全確保とサービスの向上を図るとともに施設の 適切な維持管理と利用者の増加に努めます。

4. 福祉人材の育成事業

(1)介護職員初任者研修

・在宅で援助を必要とする高齢者や障がい者などの多様化するニーズに対応し介護サービスを提供できるよう、必要とされる知識や技術を習得するための人材育成を目的に実施します。

(2) 地域サポーター養成講座(入門編・実践編)

・複雑、多様化する地域社会の問題解決に向けて、地域において暮らしのサポートをする人材育成と確保を目的としています。「入門編」では、福祉の基礎を学

んでいただき、具体的な活動につながる「実践編」へとつなげていきます。

(3) 古河市認定ヘルパー養成講座

・平成29年度から古河市で実施する総合事業の「家事応援サービス」の従事者を養成する講座を市から受託して実施します。

(4) 研修生受け入れ

・福祉事業へ従事することを目的に資格取得を目指す学生等に、人材育成の一環として実習の場を提供します。

5. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアの発掘と育成

- ①ボランティアセンター運営
 - ・「誰でも」「いつでも」「どこでも」気軽にボランティアに参加できる環境づく りを目指し、ボランティア活動に関する相談、登録、コーディネート及びボラン ティア活動を行う上での拠点の提供を行います。

また、ボランティア活動情報の収集、提供と活動に関する講座の開催、ボランティアグループとの連絡調整の緊密化等、ボランティア活動がより豊かなものになるよう支援を行います。

②ボランティア活動助成事業

・ボランティア団体活動費の助成、児童・生徒のボランティア活動事業協力校への助成金の交付を行い、福祉事業の推進を図ります。

③ふくしチャレンジスクール(1デイ編・2デイ編、ツアー編)

・ボランティア体験月間にあたる夏休みを利用し体験学習を通じて、自立性、協調性を培うとともに、福祉に興味・関心を持つことでボランティア活動への取り組みのきっかけづくりを目的に実施します。

④学生ボランティアサークル「ふうせん」の育成援助

・ボランティア活動に関心のある中学生以上の学生によって組織されています。市 や社会福祉協議会、子ども会で行う行事や福祉まつりへの参加協力など、活動が 代々受け継がれるよう学生の育成援助を行います。

⑤福祉まつりの開催(ふれあい広場、手づくりまつり)

・子供から高齢者、障がい者やボランティアが集い、遊びを通じて各世代間が交流することによって、ふれあいの中から共に支え合うことに大切さを実感し、地域福祉の目を育み明るい豊かな地域福祉づくりの推進を図ります。

⑥ボランティア協会への運営援助

・ボランティア協会と連携をし、ボランティア活動の推進及び地域社会の福祉増 進図りながら運営の援助を行います。

(2) 各種ボランティア講座の開催

- ①災害ボランティア養成講習会
 - ・災害発生時に、災害ボランティアセンターの運営に参加協力をし、また、ボランティアとして支援活動のできる人材を育成します。

②傾聴ボランティア養成講座

・養成講座を通いて傾聴活動への理解を深めるとともに、ボランティア活動への 参加につなげられる人材を育成します。

③おもちゃドクター養成講座

・シニア世代に生き生きと活動できる場を提供するとともに、子供たちの物を大切にする心を育てるなど、消費者の使い捨ての意識改善につなげていきます。

(3) 災害の備え

- ①災害ボランティアセンター設置及び運営
 - ・災害時に備えて、災害ボランティア設置・運営マニュアルの見直しを順次行う とともに、迅速な支援活動を展開するために訓練を実施します。

6. 援助事業

(1) 古河市老人クラブ連合会事務局の運営援助

・老人クラブ連合会の目的である高齢者の生きがいづくり、健康づくり活動の 推進と明るい長寿社会の実現を目指し、健康づくりを進める活動やボランティ ア活動をはじめとした地域を豊かにするための調査研究、啓発広報活動、研修 等の各種事業の実施を支援すると共に、高齢者による支援の輪を広げることで 地域での支え合い・助け合い活動を推進し、福祉のまちづくりにつなげます。

(2) 古河市身体障害者(児)福祉団体連合会への運営援助

・古河市身体障害者(児)福祉団体連合会と連携をし、事務運営の援助を行います。

(3) ひとり暮らし高齢者給食サービス(会食型)の実施

- ・ひとり暮らし高齢者(日中独居を含む)を対象に、食事を作るボランティアと 民生委員の協力を得ながら居場所づくり、介護予防を目的としています。
- ・市内9か所で開催しており、出前講座やレクリエーションを通じて情報を得られる場にもなっています。

(4) ふれあいいきいきサロン事業の支援、交流会の実施

・地域における仲間づくり、居場所づくりを目的として、様々な活動のサロンがあります。現在市内に38箇所のサロンがあり、社会福祉協議会はサロン設立について情報の提供や助成を行います。

(5) 在宅福祉サービス運営事業

・会員方式により、協力会員(手助けをする方)が利用会員(サービスを受けたい方)へ、家事援助やお話し相手、ちょっとした生活支援等を実施する有償サービスです。平成28年度より「ももちゃんお助け隊」と愛称をつけ活動しています。利用会員は市内にお住いの高齢者や障がいのある方、子育て中の方を対象としています。

(6) 救援活動

- ・対象者に対して適切な支援を迅速に行います。
- ①緊急生活支援対策事業救援物資支給
- ②風水震火災被災者に対する援助
- ③行旅人に対する援助

(7) 各種団体に対する補助金の交付及び援助

・古河市における福祉活動を推進するとともに、地域福祉の充実を促進することを目的として福祉団体に対し補助金の交付を行います。

(8) 福祉用具等貸出事業

・在宅の高齢者、身体障害(児)者、乳幼児(4歳未満)を養育する方等に福祉用具等(介護用ベッド・車椅子・チャイルドシート)を貸出すことにより、福祉の増進を図ります。

(9) あんしんサービス事業

・自治会、行政区、老人クラブ等で「見守りが必要な方たち」に対し見守り体制の組織づくりを社会福祉協議会が支援する取り組みです。地域住民と社会福祉協議会職員が座談会等を通し、その地域にあった見守り体制を地域の住民と共に創り上げていくことを目指しています。

(10) 法人後見受任事業

・他に適切な後見人がいない方や、虐待による深刻な権利侵害を受けている方で、「法人後見運営委員会」において受任が適当と認められた方に対し、社会福祉協議会が法人として、後見人等の候補者を受けます。

(11) 心配ごと相談所運営

・市民が抱える様々な心配ごとや困りごとについての相談窓口を設置することで、問題の複雑化を抑えることや精神的な負担の軽減を図ることを目指します。

7. 貸付事業

- ・生活困窮者自立支援事業と緊密に連携を図りながら下記貸付事業を行い、対象 者世帯の自立に向けた支援を行います。
- (1)生活福祉資金貸付事業【茨城県社会福祉協議会の貸付事務受託】 総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金

- (2) 臨時特例つなぎ資金貸付事業【茨城県社会福祉協議会の貸付事務受託】
- (3) 生活一時資金貸付事業
- 8. 共同募金への協力
- (1) 赤い羽根募金運動への協力
- (2) 歳末たすけあい募金運動への協力

9. 介護保険・関連事業

(1) 居宅介護支援事業

・在宅生活を継続していくため、利用者自身がサービスを選択することを基本と し、関係機関との連携を図りながら自立支援に向けた働きかけを行います。 また、ケアマネジメントの評価を常に実施し、改善及びその向上に努めます。

(2) 訪問介護事業

・利用者の人権や自己決定を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを適切に提供することにより、可能な限り居宅において、その有する能力を活用し日常生活を営むことが出来るよう努めます。

(3) 軽度生活支援事業

・軽度生活支援事業は、総合事業へ順次移行していきます。

(4) 移送サービス事業

・訪問介護員が、訪問介護サービス等と連続して行う事業です。(関東運輸局茨城運輸支局長より有償運送の許可を取得して行っています。)

10. 障害者総合支援事業

(1) 指定居宅介護事業

・障がい者の意思及び人格を尊重し、身体の状況及び置かれている環境に応じて、居 宅において日常生活を営むことが出来るよう努めます。

(2) 障害者移動支援事業

・屋外での移動が困難な障がい者が、社会参加のための外出に必要な介助を行います。

11. 古河市社会福祉協議会計画

- (1) 古河市地域福祉活動計画(3年目)
- (2) 古河市社会福祉協議会経営改善計画(2年目)